

# 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護

## 短期利用小規模多機能居宅介護

### 小規模多機能型居宅介護ハルジオン

#### 利用契約書

#### ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆

##### 第一章 総則

第1条(契約の目的)

第2条(契約期間)

第3条(居宅サービス及び小規模多機能型居宅  
介護計画の決定・変更)

第4条(介護保険給付対象サービス)

##### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条(サービス利用料金の支払い)

第6条(利用の中止、変更、追加)

第7条(利用料金の変更)

##### 第三章 事業所の義務

第8条(事業所及びサービス従事者の義務)

第9条(守秘義務等)

##### 第四章 損害賠償(事業者の義務違反)

第10条(損害賠償責任)

第11条(損害賠償がなされない場合)

第12条(事業所の責任によらない事由による  
サービスの実施不能)

##### 第五章 契約の終了

第13条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第14条(契約者からの中途解約)

第15条(契約者からの契約解除)

第16条(事業所からの契約解除)

第17条(精算)

第18条(身元引受人)

第19条(連帯保証人)

##### 第七章 その他

第20条(苦情処理)

第21条(協議事項)

様（以下「契約者」という。）と短期利用・（介護予防）小規模多機能居宅介護ハルジオン（以下「事業所」という。）は、事業所から提供される短期利用・（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 事業所が契約者に対して実施する介護サービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 事業所の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 短期利用小規模多機能居宅介護の利用に当たっては、契約者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が短期利用小規模多機能居宅介護計画を作成することとし、短期利用小規模多機能居宅介護計画に従いサービスを提供します。
- 事業所は、居宅サービス計画及び短期利用・（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について、契約者等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業所は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者等の要請に応じて、居宅サ

サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者等と協議して居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。

- 6 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業所に連絡するなど必要な援助を行います。
- 7 事業所は、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という。）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という。）及び事業所に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という。）を柔軟に組み合わせ、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第5条（サービス利用料金の支払い）

1 事業所は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載されている割合）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていないには、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業所に支払います。

4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業所に支払うものとします。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 おむつ代
- 三 宿泊にかかる費用
- 四 散髪費用

- 五 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、契約者に負担させることが適當と認められる費用
- 6 前項第 5 項に定めるサービス利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月に支払うものとします。

#### 第 6 条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。
- 2 事業所は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼動状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

#### 第 7 条 (利用料金の変更)

- 1 第 5 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 5 条第 5 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、契約者に対して、変更を行う日 2 ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第 8 条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業所および従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業所は、現に (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。
- 4 事業所は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協

力を行う等の地域との交流を図るものとします。

- 6 事業所は、契約者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を作成させ5年間保管し、契約者もしくは身元引受人、連帯保証人の請求に基づいてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

#### 第9条（守秘義務等）

- 1 事業所及びサービス従事者又は従業員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する上で知り得た契約者等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第10条（損害賠償責任）

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者または身元引受人、連帯保証人に故意又は過失、不法行為があったことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第11条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない、或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者または身元引受人、連帯保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

四 利用者または身元引受人、連帯保証人が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第12条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、地震・台風等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要支援認定又は要介護認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第7条第3項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が介護保険施設に入所した場合

## 第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 事業所もしくはサービス従事者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者及び契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、不法行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

## 第16条（事業所からの契約解除）

事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。また、以下のいずれかに該当し、その事案が特に重大であると事業所が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。

- 一 契約者またはその身元引受人が、契約締結時または契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合
- 二 契約者またはその身元引受人による、第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者またはその身元引受人ないしはご家族（内縁関係等を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業所の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、または、故意または重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または契約者が“重大な自傷行為を繰り返すなど”本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 五 契約者が契約期間中に著しい背信行為を行い、契約を継続することが困難となった場合

## 第17条（清算）

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

## 第18条（身元引受人）

- 1 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業所が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。
- 4 事業所は、前項但し書きの場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業所の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業所は法的手段等により解決を図るものとします。

## 第19条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額190万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 第六章 その他

## 第20条（苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします

## 第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者又は身元引受人、連帯保証人、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 和歌山市平尾2番1  
事業者名 社会福祉法人 寿敬会  
代表者氏名 理事長 中谷 剛 印

契約者（利用者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

契約者が署名出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印  
(契約者との関係 )

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印  
(契約者との関係 )

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印  
(契約者との関係 )